

<保護者の方へ>

児童生徒やご家族が新型コロナウイルスに感染した場合、市教育委員会といたしましては、感染拡大防止のため、素早い情報共有を図る必要があります。つきましては、下記のとおり対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

【至急学校への連絡をお願いします】

- ・児童生徒及び家族が体調不良で PCR 検査を受けた場合
- ・医療機関又は保健所から PCR 検査の結果を受けた場合

1 児童生徒及び家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

(1) 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合

- ▶ 保健所が本人（保護者）に聞き取りを行い、濃厚接触者を特定します。
本人（保護者）への聞き取りが不十分な場合は、学校に連絡が入り、聞き取りが行われる可能性があります。
- ▶ 濃厚接触者がいる場合は、保健所から濃厚接触者の保護者に対して連絡をします。
- ▶ 保健所からの連絡はないが、学校からみて、濃厚接触者と疑われる児童生徒がいる場合は、学校の判断により保健所に連絡し、状況を説明することがあります。
(例、感染した児童 A はマスクをはずして、児童 B と遊んでいました。)
- ▶ 保健所は、学校から聞き取りした結果、当該児童生徒を濃厚接触者と認めた場合、保護者に対して連絡をします。

(2) 児童生徒の家族が新型コロナウイルスに感染した場合

- ▶ 保健所が家族に聞き取りを行い、濃厚接触者を特定します。特定までの間、保健所が児童生徒の登校を控えるよう家族に説明します。
- ▶ 感染可能期間に登校していた場合は、保健所が濃厚接触者の特定を行います。

濃厚接触者とは(国立感染症研究所感染症疫学センター)

患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者です。

*感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者と 15 分以上の接触があった者

2 学校の臨時休業等の判断

保護者から新型コロナウイルス感染症に係る連絡があった場合、学校は下記の内容を聞き取りします。

○発熱の時期と体温

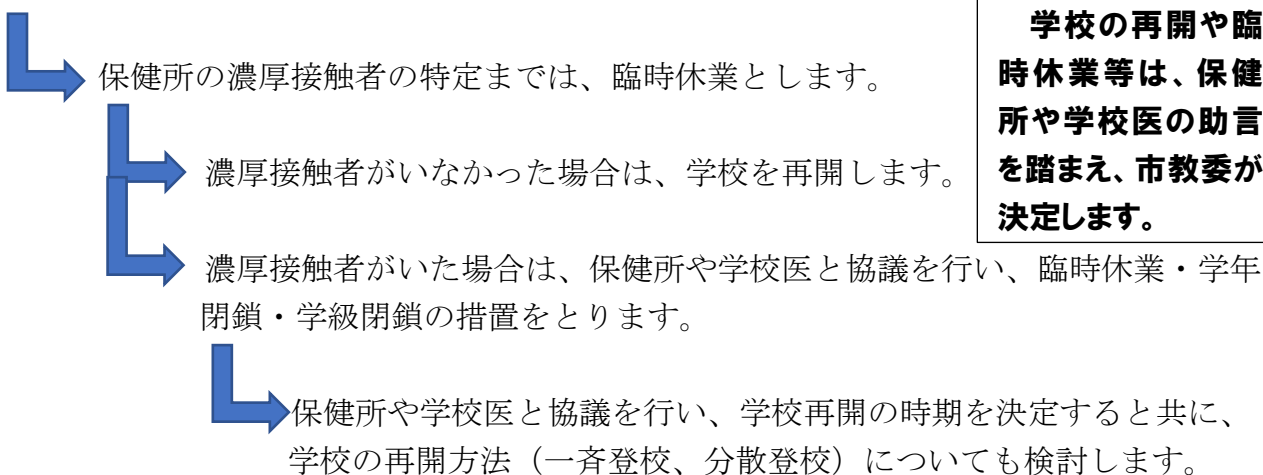
○現在の体温

○診療した病院名や PCR 検査を受けた(受ける予定)の病院名

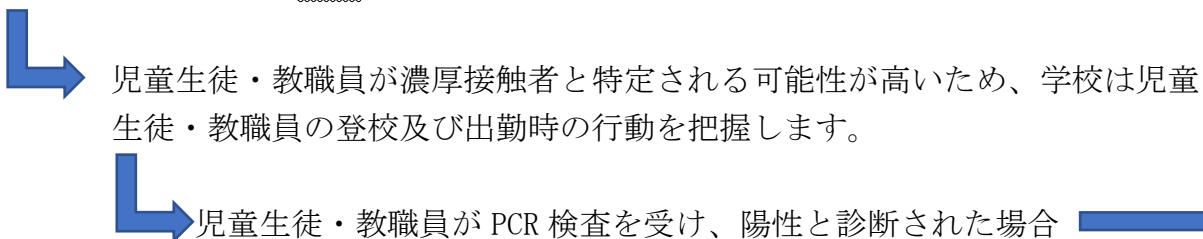
○同居している家族の健康状態や体温 等

保護者との連絡を密にし、詳細な状況を把握します。また**発熱の2日前までの学校での行動を把握**し、保健所からの聞き取りに素早く情報提供できるようにします。

(1) 児童生徒・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合



(2) 児童生徒・教職員の家族が新型コロナウイルスに感染した場合



*家族が新型コロナウイルスに感染した場合、児童生徒・教職員が**無症状であったとしても、PCR 検査を受ける**場合があります。その際、保健所は PCR 検査を受けた日から2日前までの児童生徒・教職員の行動歴を調査し、濃厚接触者の特定をします。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮する必要があることを各学校に指導しています。

不正確な情報等により感染者や濃厚接触者等に対して、不当な偏見、差別、いじめ等の人権が侵害されることのないよう保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。